

下水道使用料の改定について

令和8年8月4日（火）

令和8年度 第1回瀬戸市下水道事業経営審議会

次 第

- 1 下水道事業経営審議会におけるこれまでの審議経過
- 2 下水道使用料改定の経過
- 3 下水道使用料の進捗管理
- 4 下水道使用料改定の検討と課題
- 5 投資・財政計画（案）の審議
ー講演「人口減少期における下水道施設のあり方」ー

1 下水道事業経営審議会におけるこれまでの審議経過

年度	審議内容	下水道使用料
令和4年度	審議会発足・経営基盤強化に向けた課題共有と改善の取組	諮問
令和5年度	下水道使用料改定の検討	答申
令和6年度	下水道事業経営戦略の改定 (目標及びロードマップ設定)	条例改正
令和7年度	経営戦略の進行管理	使用料改定 進捗管理
令和8年度	下水道使用料改定の検討	使用料改定 進捗管理

2 下水道使用料改定の経過

令和4年度諮問「持続可能な下水道事業経営のあり方について」

下水道事業の経営課題に的確かつ柔軟に対応し、将来にわたり安定的に下水道サービスを提供するために以下の項目に視点を置いた持続可能な下水道事業経営のあり方について、諮問を受けた。

① 受益者負担の適正化（使用料水準の適正化）

② 公共下水道の接続率向上

③ 一般会計繰入金への依存度引き下げ

2 下水道使用料改定の経過

下水道事業経営（公営企業経営）の原則

① 独立採算制の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされており、**その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費等を除き、その事業に伴う収入によって賄い、自立性を持って事業を継続していく独立採算制の原則が適用される。**

② 雨水公費・污水私費の原則

下水道の役割は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全であるが、**雨水処理は自然現象に起因するものであり、一般にその原因者を特定することが困難であり、また、その受益が広く市民に及ぶことから、その経費は公費で賄い、污水処理は原因者、受益者が明らかことから、排出量に応じて徴収する下水道使用料収入で賄うという考え方。**

2 下水道使用料改定の経過

下水道事業経営（公営企業経営）の収支

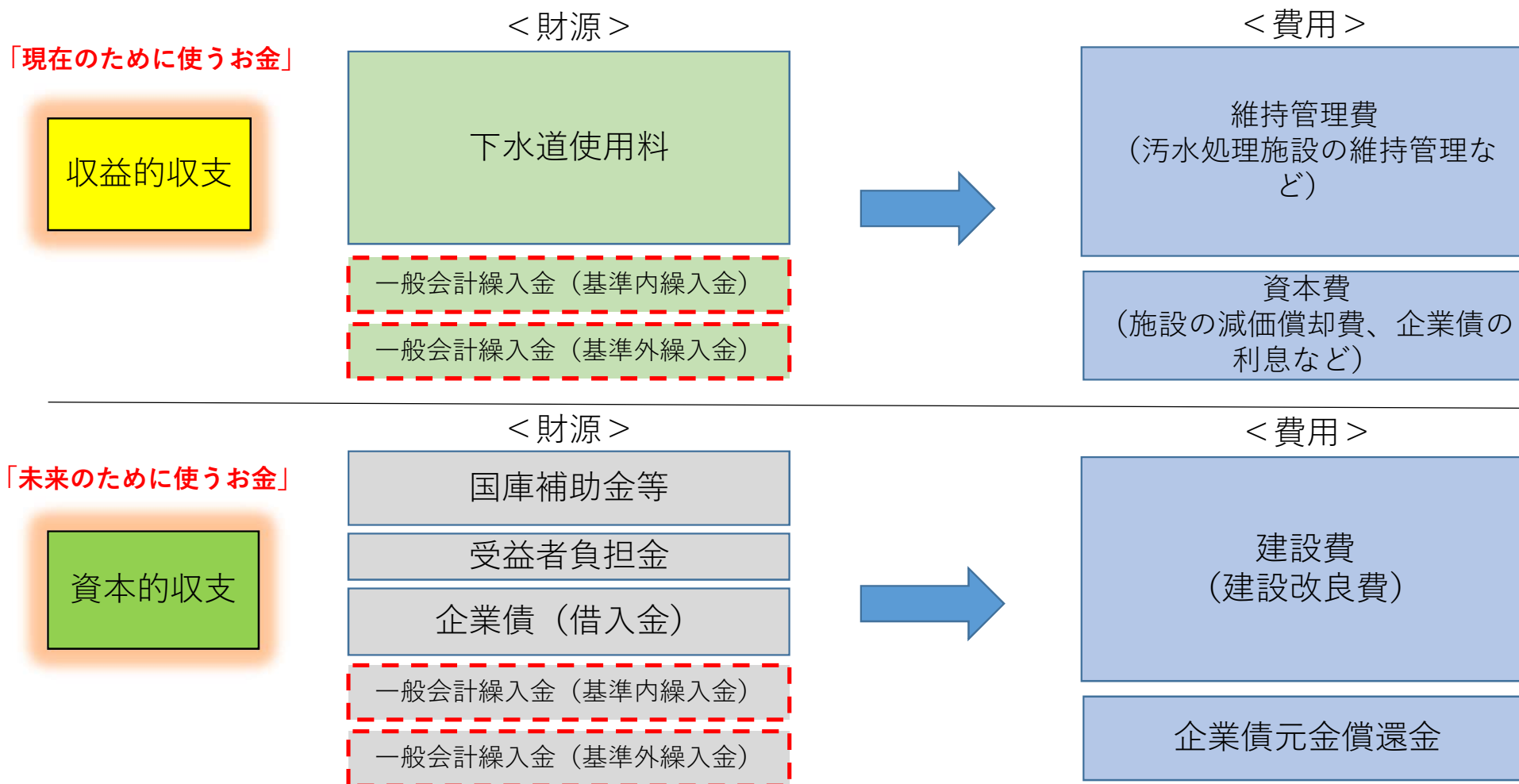
公営企業会計での下水道事業の収支は、日々の汚水処理や施設の維持管理をはじめ事業運営に関する収支である「収益的収支」と下水道管渠や施設の整備・更新等に関する収支である「資本的収支」の二つに分類される。

それぞれの収支に対し、公費負担（一般会計繰入金）がある。

「現在のために使うお金＝収益的収支」

「未来のために使うお金＝資本的収支」

2 下水道使用料改定の経過



※収益的収支及び資本的収支をイメージで示したものであり、金額の割合を反映したものではありません。

2 下水道使用料改定の経過

一般会計繰入金について

① 基準内繰入金

雨水処理に要する経費など、総務省の「地方公営企業繰出金について」の通知基準に基づく繰入金であり、一般会計がこの基準に沿って繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税措置の対象となる。

② 基準外繰入金

①のように繰出基準に基づく経費の所要財源については、地方財政計画に計上され、地方交付税により財源措置されるが、基準外で任意に繰り出している経費については、財源措置が行われない。

2 下水道使用料改定の経過

令和4年度時点での収支実績

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%であることが望ましいが、令和4年度までは100%を下回っており、汚水処理に係る経費が使用料以外の収入（基準外の一般会計繰入金）により賄われている。

受益者負担が原則の下水道事業会計において、約65%の経費回収率では、下水道使用料の適正化と下水道接続率の向上により収益の確保が必要である。

項目	令和3年度実績	令和4年度実績
下水道使用料収入（年間）①	692,504,340円	696,826,508円
汚水処理費（年間）②	1,100,257,487円	1,077,873,000円
年間有収水量 ③	7,668,219m ³	7,724,196m ³
使用料単価 ④＝①÷③	90.31円/m ³	90.21円/m ³
汚水処理原価 ⑤＝②÷③	143.48円/m ³	139.55円/m ³
経費回収率 ④÷⑤×100	62.94%	64.64%

2 下水道使用料改定の経過

令和4年度時点での基準外の一般会計繰入金

令和4年度決算において、経常費用を賄っている経常収益（使用料・繰入金等）の割合である「経常収支比率」は100%以上（令和4年度決算101.86%）であり、単年度収支は黒字となっているが、算出に係る経常収益には、基準外の一般会計繰入金が含まれている。

→本来は下水道使用料で賄うべき経費について、収入不足分を補うため一般会計から繰り入れを行っている。

区分		令和3年度	令和4年度
基準内繰入金	収益的収入（3条）	103,196千円	92,001千円
	資本的収入（4条）	23,197千円	20,144千円
基準外繰入金	収益的収入（3条）	470,517千円	433,058千円
	資本的収入（4条）	271,836千円	320,447千円
一般会計繰入金 合計		868,746千円	865,650千円

2 下水道使用料改定の経過

令和4年度諮問「持続可能な下水道事業経営のあり方について」

① 受益者負担の適正化（使用料水準の適正化）

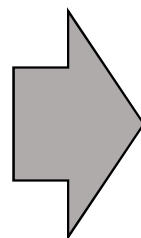
② 公共下水道の接続率向上

③ 一般会計繰入金への依存度引き下げ

使用料改定の方向性

①経費回収率100%の実現

②一般会計からの基準外繰入金の解消



自立的な経営基盤の確立と経営の健全化による「持続可能な下水道事業」の構築

2 下水道使用料改定の経過

下水道使用料の算定フロー 基本的な流れ

**使用料
算定期間
の設定**

公共料金としての安定性を確保するため使用料算定期間（一般的には3年から5年程度）を設定する。

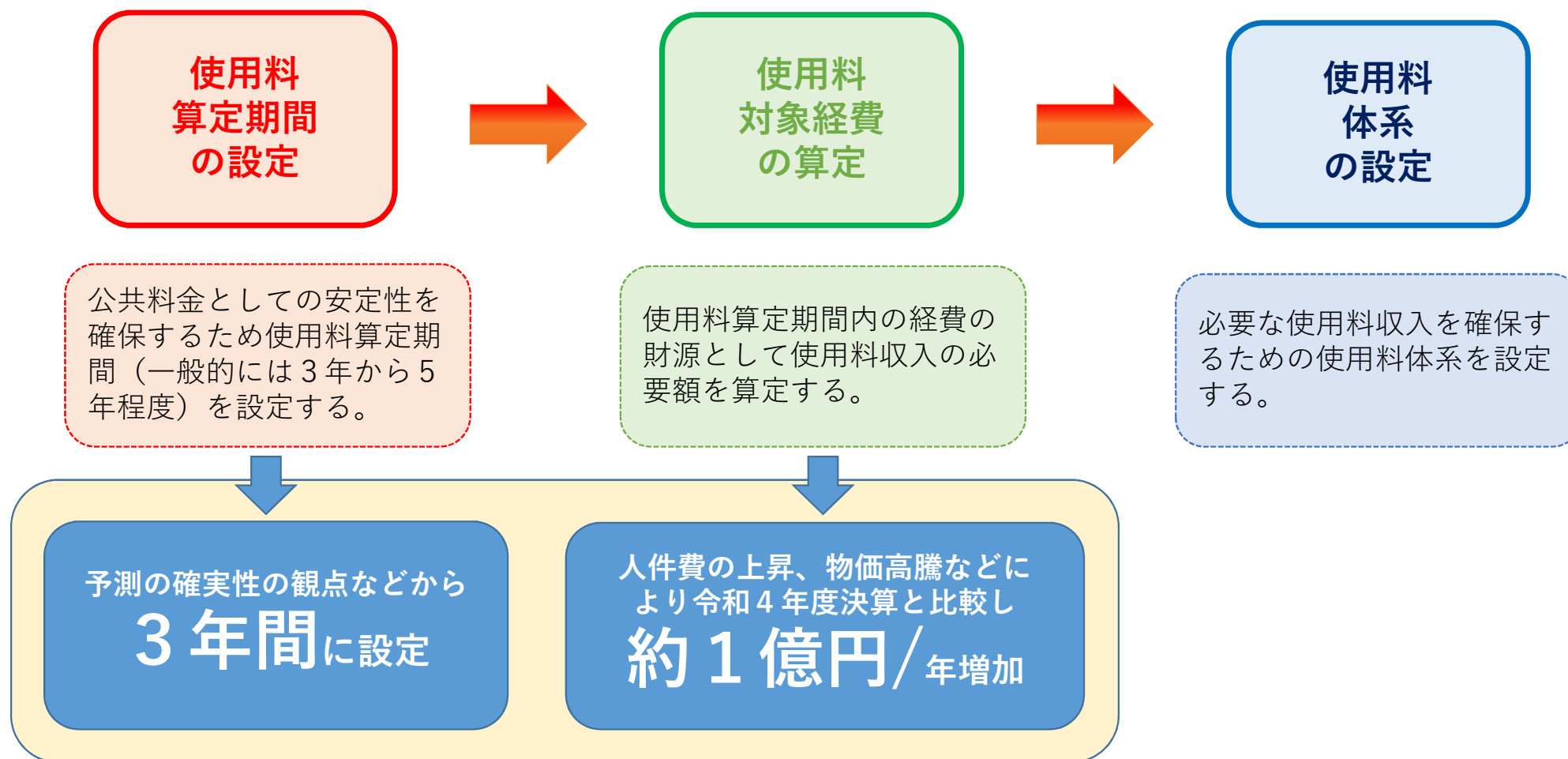
**使用料
対象経費
の算定**

使用料算定期間内の経費の財源として使用料収入の必要額を算定する。

**使用料
体系
の設定**

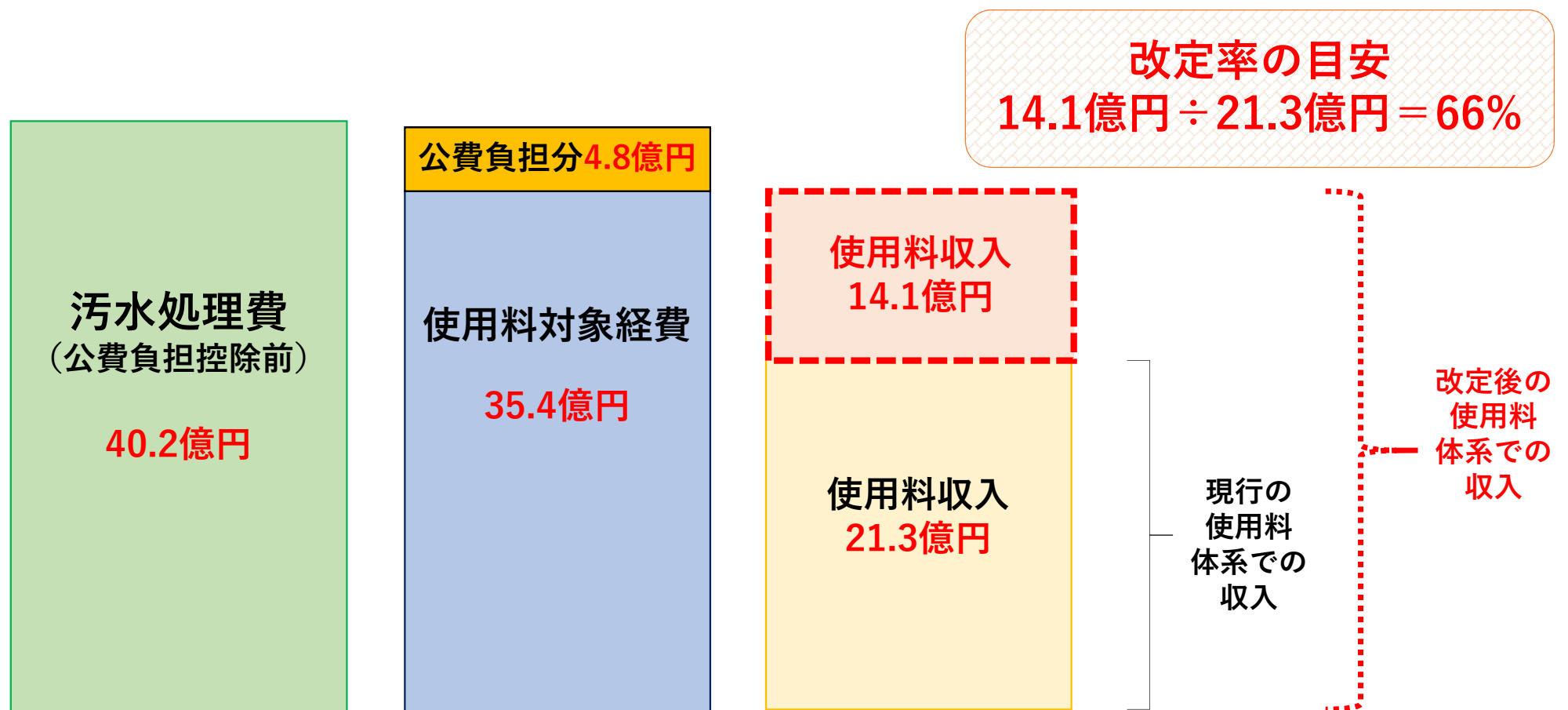
必要な使用料収入を確保するための使用料体系を設定する。

2 下水道使用料改定の経過



2 下水道使用料改定の経過

使用料算定期間（令和6～8年度）における費用見込みと収支見込



2 下水道使用料改定の経過

基本水量を廃止し新たな水量区分を設定した使用料体系の検討

1期（2か月）税込

【現行体系】

水量	使用料
0m ³	1,650 円
10m ³	1,650 円
20m ³	1,650 円
30m ³	2,585 円
40m ³	3,520 円
50m ³	4,565 円
60m ³	5,610 円
100m ³	9,790 円
200m ³	21,340 円



【改定案】

水量	使用料	増加額	増加率
0m ³	1,650 円	0 円	0 %
10m ³	2,090 円	+440 円	+27 %
20m ³	2,915 円	+1,265 円	+77 %
30m ³	4,455 円	+1,870 円	+72 %
40m ³	5,995 円	+2,475 円	+70 %
50m ³	7,755 円	+3,190 円	+70 %
60m ³	9,515 円	+3,905 円	+70 %
100m ³	16,555 円	+6,765 円	+69 %
200m ³	35,805 円	+14,465 円	+68 %

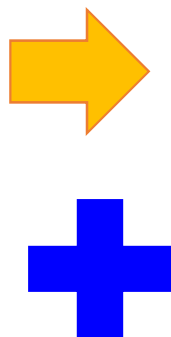
経費回収率 65% ⇒ 100%

使用料単価 90.21円/m³ ⇒ 150円/m³ 平均改定率 66%

2 下水道使用料改定の経過

使用者の負担に配慮した使用料体系の検討

経費回収率100%
平均改定率66%
使用料単価150円/m³



経費回収率80% (R4年度：64.92%)
平均改定率33%
使用料単価120円/m³ (R4年度：90.21円)

～A案～

◇新水量区分単価：10円、40円 少量（1～20m³）使用者の負担

～B案～

◇新水量区分単価：20円、50円 少量（1～20m³）使用者の負担

～C案～

◇新水量区分単価：30円、60円 少量（1～20m³）使用者の負担

小



大

2 下水道使用料改定の経過

使用者の負担に配慮した使用料体系の検討 B案

【現行体系】

水量	使用料
0m ³	1,650 円
10m ³	1,650 円
20m ³	1,650 円
30m ³	2,585 円
40m ³	3,520 円
50m ³	4,565 円
60m ³	5,610 円
100m ³	9,790 円
200m ³	21,340 円

【改定案】

水量	使用料	増加額	増加率
0m ³	1,650 円	0 円	0%
10m ³	1,870 円	+220 円	+13 %
20m ³	2,420 円	+770 円	+47 %
30m ³	3,630 円	+1,045 円	+40 %
40m ³	4,840 円	+1,320 円	+38 %
50m ³	6,160 円	+1,595 円	+35 %
60m ³	7,480 円	+1,870 円	+33 %
100m ³	12,760 円	+2,970 円	+30 %
200m ³	27,060 円	+5,720 円	+27 %

1期（2か月）税込

調定件数ボリュームゾーン

水量40m³/2か月の場合、1期あたりの増加額は1,320円、増加率は38%。年間では7,920円の増額。

使用水量10m³の使用者の増加率は10%を超え、20m³、30m³の使用者の増加率は40%台となる。

また、100m³では30%、200m³では27%と大口使用者の増加率が抑えられている。

3 下水道使用料改定の進捗管理

令和7年度実績の経費回収率

下水道使用料改定時に定めた目標である**使用料単価120円/m³**、**経費回収率80%**を達成することができた。

項目	令和6年度実績	令和7年度実績
下水道使用料収入（年間）①	717,073,501円	960,943,475円
汚水処理費（年間）②	1,099,840,753円	1,179,360,752円
年間有収水量 ③	7,898,987m ³	7,921,029m ³
使用料単価 ④=①÷③	90.78円/m ³	121.32円/m³
汚水処理原価 ⑤=②÷③	139.24円/m ³	148.89円/m ³
経費回収率 ④÷⑤×100	65.20%	81.48%

3 下水道使用料の進捗管理

令和7年度実績の基準外の一般会計繰入金

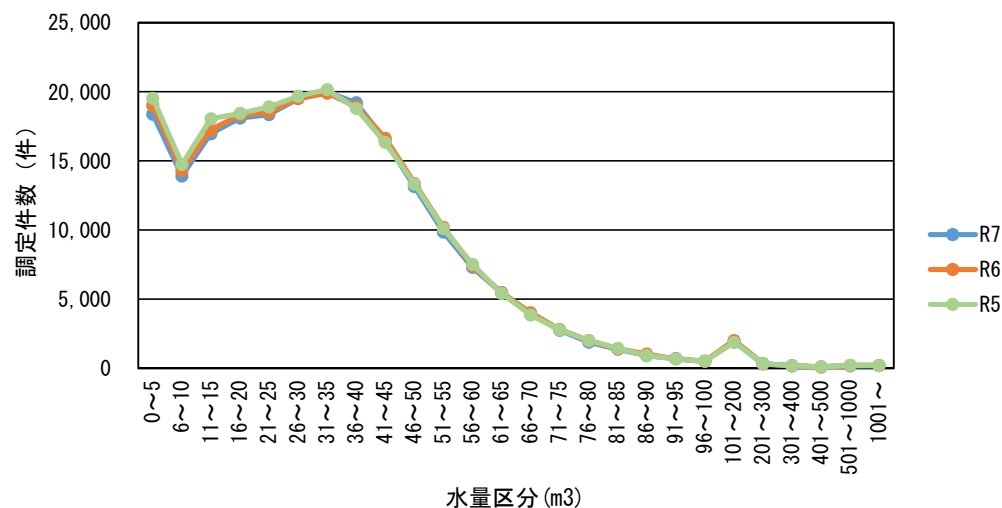
令和7年度決算において、経常費用を賄っている経常収益（使用料・繰入金等）の割合である「経常収支比率」は100%以上（令和7年度決算100.20%）であり、単年度収支は黒字となっている。算出に係る経常収益には、基準外の一般会計繰入金が含まれているが、下水道使用料収入の増加に伴い、令和6年度と比較して、**1億8,119万6千円の削減**を図ることができた。

区分		令和6年度	令和7年度
基準内繰入金	収益的収入（3条）	95,211,687円	95,260,724円
基準外繰入金	収益的収入（3条）	401,653,000円	220,457,000円

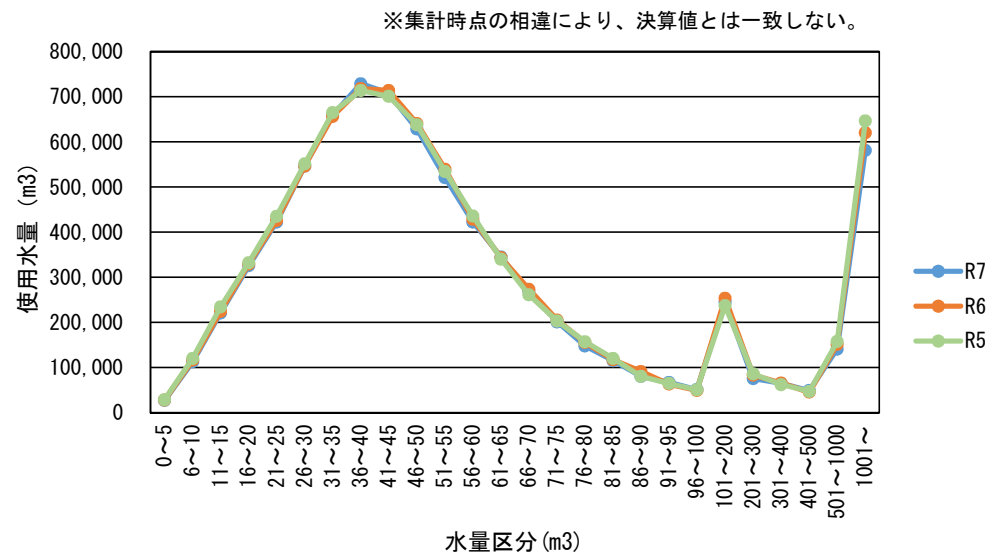
3 下水道使用料改定の進捗管理

下水道使用料改定前後の下水道使用状況

下水道使用料の改定前である令和5年度及び令和6年度と改定後の令和7年度で下水道の使用水量区分ごとの調定件数と使用水量を比較すると、どちらも変化が見られなかった。よって、下水道使用料の改定による水の使用控え等はなかったと考えられる。また、下水道使用料改定の問い合わせもほとんどなかった。



水量区分ごとの調定件数の推移 (R5～R7)



水量区分ごとの使用水量の推移 (R5～R7)

段階的値上げにおける下水道使用料体系の検討や改定に伴う周知など、下水道使用料の改定の方針性は適切であったと考えられ、次の下水道使用料の改定についても同様の検討方法に基づいて実施する。

4 下水道使用料改定の検討と課題

下水道使用料改定の目標

R 10年度
経費回収率100%・使用料単価150円/m³



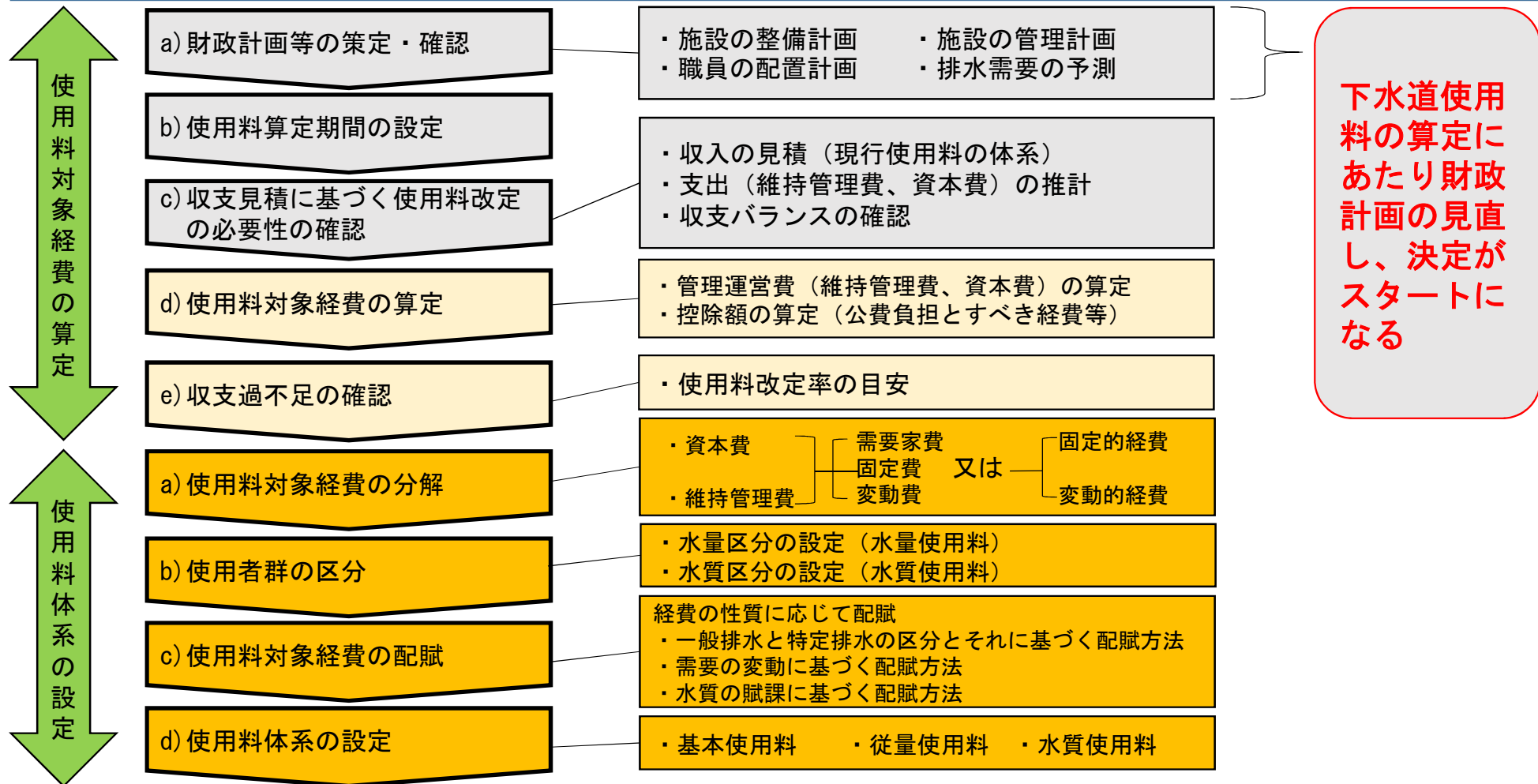
R 7 年度
経費回収率81.48%・使用料単価121.32円/m³



R 4 年度
経費回収率64.92%・使用料単価90.21円/m³

4 下水道使用料改定の検討と課題

下水道使用料の算定フロー



出典：公益社団法人日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方」を参考に加工

4 下水道使用料改定の検討と課題

投資・財政計画の見直し

投資・財政計画パターンA 条件概要

- 1 令和6年度策定経営戦略に提示した投資・財政計画をベースに作成
- 2 令和7年度まで決算数値を反映
- 3 下水道未普及地域への下水道整備は、年間20～30haのペースで実施
- 4 昨今の物価や金利の高騰を考慮し、公表されている数値を参考にして計上
- 5 下水道使用料は令和9年度に条例改正することを想定

4 下水道使用料改定の検討と課題

投資・財政計画の見直し

投資・財政計画の見直しに向けた課題：その１ 物価高騰による維持管理費の高騰

下水道事業において、下水処理場や下水道管渠の維持管理には委託料（人件費）、電気代、薬品代などが必要である。下水道施設の維持管理は、民間活力の導入を推進し、より効率的な運営に取り組んでいるが、今後も物価高騰により維持管理費（減価償却を除く営業費用）が増加する見込みである。投資・財政計画においても消費者物価上昇率（内閣府）を参照し、年率２％の上昇率を計上する。

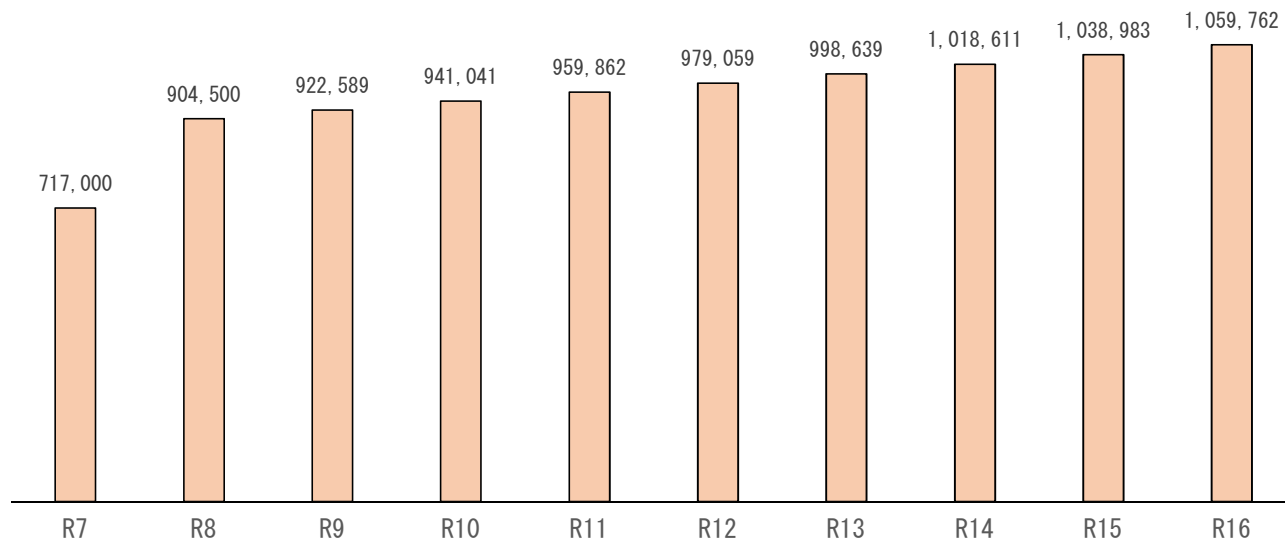


図 維持管理費（減価償却を除く営業費用）の計画（単位：千円）

4 下水道使用料改定の検討と課題

投資・財政計画の見直し

投資・財政計画の見直しに向けた課題：その2 下水道整備に伴う企業債及び利息の増加

下水道普及率が72.76%であり、年間20～30haのペースで下水道の拡張整備を進めているが、下水道整備の財源である企業債の借入により、**企業債残高が年々増加**している。

今後の見込み

- ① **物価高騰により、建設工事費が高騰するため、企業債の借入額が増加**
- ② **金利が上昇していることから、支払利息も増加**
- ③ **設置から50年を超える下水道管渠が約17%あり、下水処理場も稼働から50年以上経過していることから下水道施設の改築・更新にかかる費用も増加する見込みである。**

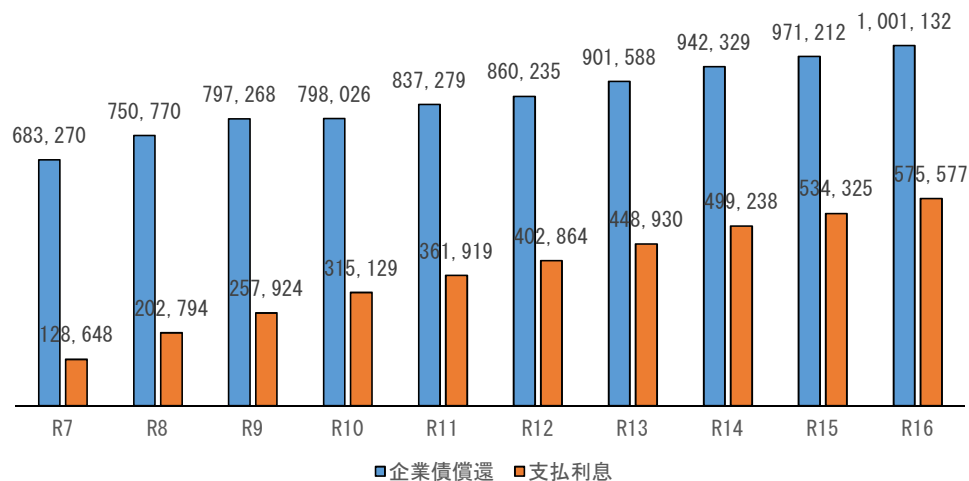


図 企業債償還及び支払利息の計画（単位：千円）

4 下水道使用料改定の検討と課題

投資・財政計画の見直し

投資・財政計画の見直しに向けた課題：その3 一般会計の負担増加

課題その1、課題その2に伴い、様々な支出が増加すると、下水道使用料の改定を行っても財源不足が生じてしまい一般会計繰入金で賄う必要がある。令和2年度以降の一般会計繰入金の実績平均と比較して、今後は年々増加が見込まれ、下水道使用料の改定を見込んでも**一般会計の大幅な負担増加**に繋がってしまう。

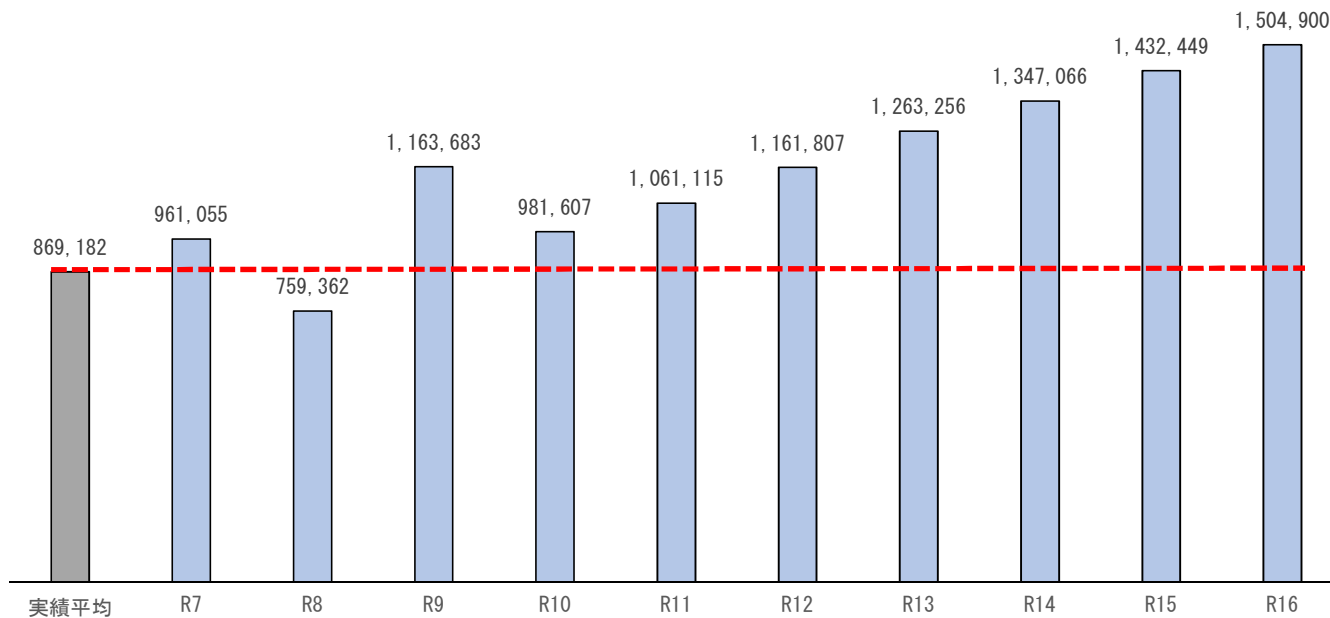


図 一般会計繰入金の計画（単位：千円）

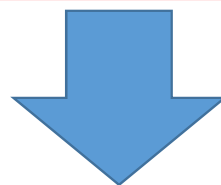
4 下水道使用料改定の検討と課題

投資・財政計画の見直し

投資・財政計画の見直しに向けた課題：その1 物価高騰による維持管理費の増加

投資・財政計画の見直しに向けた課題：その2 下水道整備に伴う企業債償還及び利息の増加

投資・財政計画の見直しに向けた課題：その3 一般会計の負担増加



投資・財政計画の見直し方針

- 1 事業の優先順位や財源と効果のバランスを考慮し、下水道施設の老朽化対策と未普及地域の下水道整備に取り組む。
- 2 下水道施設の最適配置を検討する。（個別処理・集合処理の検討）

4 下水道使用料改定の検討と課題

投資・財政計画の見直し

投資・財政計画の見直し方針

- 1 事業の優先順位や財源と効果のバランスを考慮し、下水道施設の老朽化対策と未普及地域の下水道整備に取り組む。
- 2 下水道施設の最適配置を検討する。（個別処理・集合処理の検討）

投資・財政計画の見直しに向けた具体的取組

- 1 埼玉県八潮市での下水道管渠の老朽化に伴う陥没事故のような事例を防ぎ、安心・安全な下水処理を行うために維持管理、下水道施設の改築・更新の優先順位を高くする。
それに伴い、新設の下水道整備については、整備のペースを縮小し、令和9年度から令和11年度は水野処理区における区画整理事業に伴う下水道整備に集中し、その後も1年あたり約7haの整備を想定する。
- 2 令和8年度に下水道法の改正が予定されており、人口減少を踏まえた下水道区域の見直しに必要な規定の整備がされる見込みである。そこで、下水道整備の投資効果や経済性を考慮した下水道施設の配置を検討する。

4 下水道使用料改定の検討と課題

投資・財政計画の見直し

投資・財政計画パターンA 条件概要

- 1 令和6年度策定経営戦略に提示した投資・財政計画をベースに作成
- 2 令和7年度まで決算数値を反映
- 3 下水道未普及地域への下水道整備は、年間20～30haのペースで実施
- 4 昨今の物価や金利の高騰を考慮し、公表されている数値を参考にして計上
- 5 下水道使用料は令和9年度に条例改正することを想定

投資・財政計画パターンB 条件修正点

下水道整備のペースを縮小し、令和9年度から令和11年度は水野処理区における区画整理事業に伴う下水道整備に集中し、その後も1年あたり約7haの整備を想定する。

5 投資・財政計画（案）の審議

埼玉県八潮市での下水道管渠の老朽化に伴う陥没事故のような事例を防ぎ、安心・安全な下水処理を行うために維持管理、下水道施設の改築・更新の優先順位を高くする。

それに伴い、新設の下水道整備については、整備のペースを縮小し、令和9年度から令和11年度は水野処理区における区画整理事業に伴う下水道整備に集中し、その後も1年あたり約7haの整備を想定する。

令和9年度以降の下水道整備のペースを縮小することで、一般会計の負担を縮小することができる。よって、今回の下水道使用料の改定においては、**パターンBの投資・財政計画を採用し、併せて、最適な下水道施設の在り方の検討を進める。**

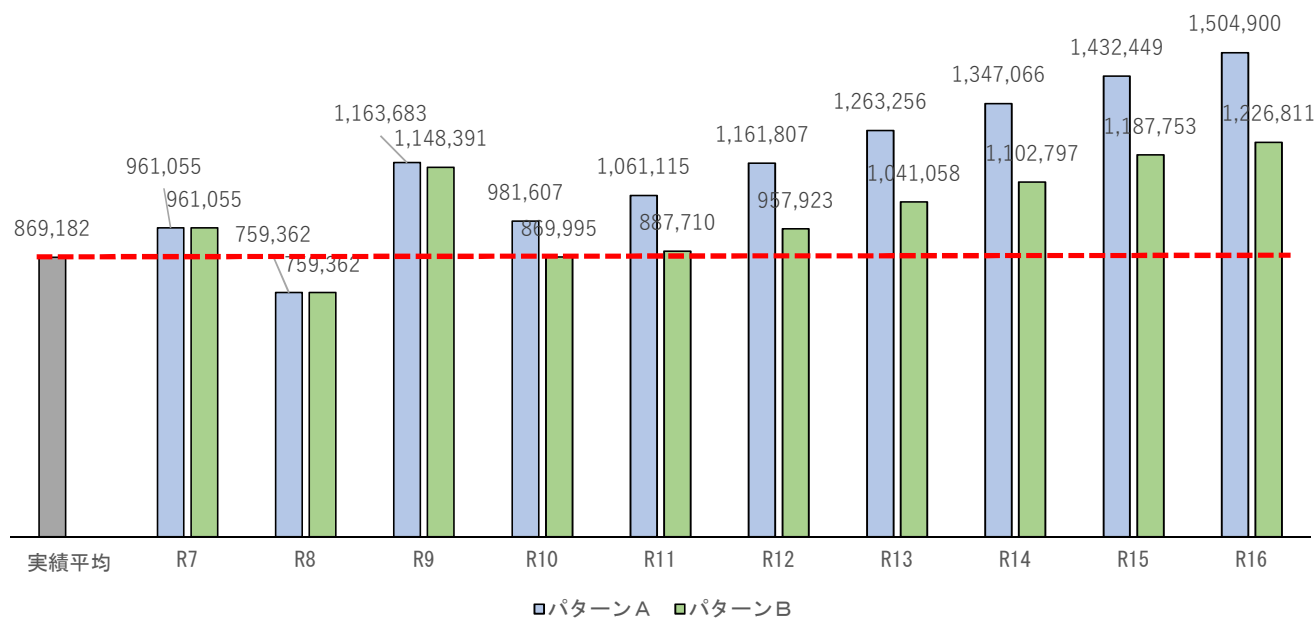


図 一般会計繰入金の計画の比較（単位：千円）

ー講演「人口減少期における下水道施設のあり方」ー

講演者

遠藤 誠作

略 歴

昭和45年 福島県三春町 採用（技術）
水道課長、上下水道課長、企業局長
行財政改革室長、財務課長、保健福祉課長
在職中に厚生省生活環境審議会専門委員
厚生科学審議会臨時委員を歴任

平成22年 退職して、北海道大学大学院公共政策学研究センター研究員
全国簡易水道協議会経営顧問、総務省地方公営企業等経営アドバイザー
田川市参与、富士市水道・下水道経営審議会など多くの自治体の委員を歴任



主な取組み

三春町で上下水道5事業を統合、下水道3事業の料金・受益者負担金統一など経営改革に取り組む。その経験から全国各地に招かれ水道・下水道・病院など様々な公営企業の経営改革の実務を啓蒙。月刊「公営企業」（（一財）地方財務協会出版）に平成22年から「公営企業新時代」を連載中。令和7年度から瀬戸市下水道事業の経営・財務マネジメントアドバイザーを担当。

5 投資・財政計画（案）の審議

使用料改定のロードマップでは、5年に1度の下水道使用料の改定を想定しているが、物価等の高騰は今後も続く見込みであり、さらに令和12年度以降は、水野浄化センターの耐震・改築工事の着工により、支出の増加が見込まれることから、収支の進捗や社会情勢を注視し、**下水道使用料改定の必要時期の検討は引き続き行う**。

表 経営戦略における使用料改定のロードマップ

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
効果検証	改定の必要性の検討	改定	効果検証	効果検証	効果検証	改定の必要性の検討	改定	効果検証	効果検証

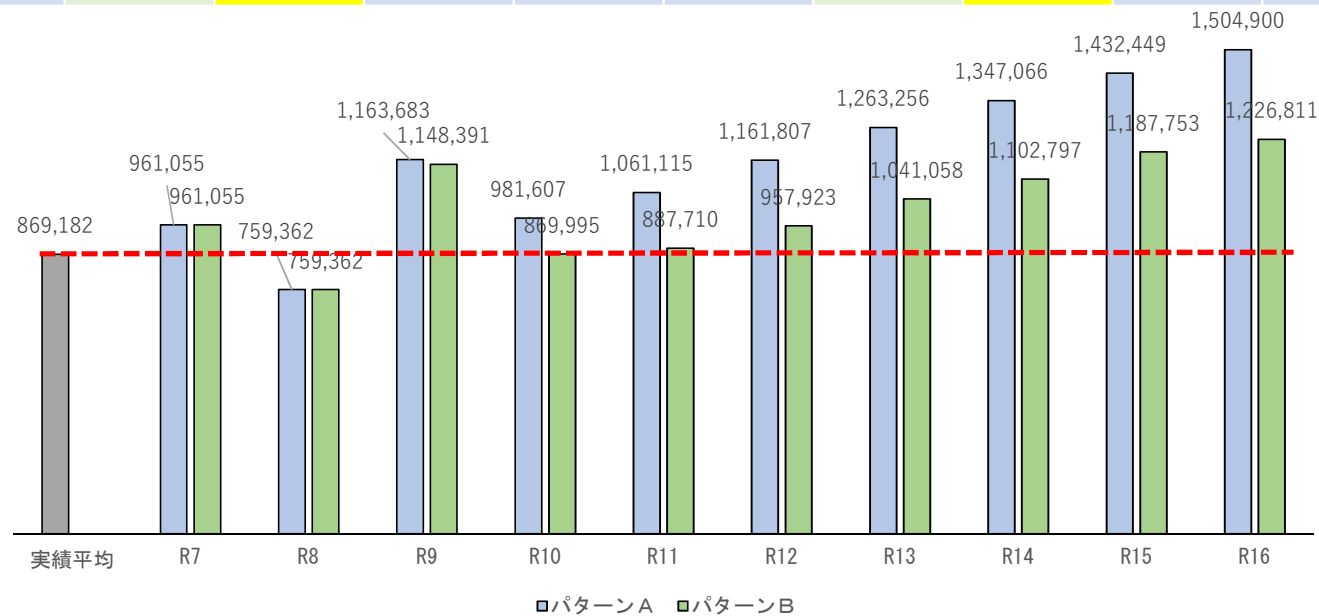


図 一般会計繰入金の計画の比較（単位：千円）